

長 建 協 発 第 3 8 4 号
平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

公共工事における事故防止の徹底について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公共工事における事故防止の取り組みについては、平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日付長建協発第 3 6 6 号文書にてお知らせし、ご協力方お願い申し上げたところであります。

また、同通知に併せて、長崎県土木部建設企画課長より、休業 4 日以上 の労働災害が本年度は発生していない旨案内されていたところであります。

しかしながら、同案内直後の 1 1 月 1 2 日、県北振興局発注の道路舗装工事において、一般車両の誘導を行っていた交通誘導警備員が、転圧作業で後進してきたタイヤローラーに接触転倒し両足を轢かれ骨折するという重大な労働災害が発生しました。

事故の直接原因は、被災者のタイヤローラーに対する注意不足や運転手の後方確認不足などが考えられております。しかし、根本的な原因は、車両系建設機械（本例ではタイヤローラー）を用いる作業において、監視員や誘導員を配置していなかったことにあり、安全管理措置が不適切であったためと思われます。施工計画書には「重機・車両等を後退させる時、作業員等に接近する際は、誘導員の誘導及び合図に従う。」と記述されておりましたが、遵守されておませんでした。

つきましては、同様の事故を防止するために、車両系建設機械を使用する現場において、適切な監視員、誘導員の配置がなされるよう、県土木部建設企画課長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げますとともに、ご協力方お願い申し上げます。